

平成 1 9 年度第 2 回財団法人紀南環境整備公社
理事会議事録

財団法人紀南環境整備公社

平成19年度第2回財団法人紀南環境整備公社理事会議事録

- 1 開催の日時
平成19年6月24日（日） 午前9時50分
- 2 開催の場所
新宮市春日1番35号
新宮地域職業訓練センター 1階 大教室
- 3 出席者
別紙出席者名簿のとおり
- 4 議決事項
第6号議案 串本町議会からの意見書に対する回答について

5 会議開会

別紙出席者名簿のとおり理事及び監事が出席したので、会議を開催した。なお、事務局より本日の会議は非公開で行う旨報告し、引き続き、公社寄附行為第27条により、理事長が議長に就任した。

次に議長から、中田副理事長は欠席であるが、森田理事に表決を委任する旨委任状が提出されている事が報告され、出席者は定足数を満たしていることから、議長が会議の成立を宣言した。

6 議事録署名人選任

議長から議事録署名人の選任について提案があり、諮ったところ異議もなく、松原理事、森田理事が選出された。

7 議 事

「第6号議案 串本町議会からの意見書に対する回答書について」

議長から提案、事務局から説明があり、事務局の説明後、議長が質問意見を求めたところ、中村理事から「田辺市の秋津川と稲成町、串本町の高富が候補地になっているが、その後の経過報告をお願いしたい。」と意見があり、事務局から「田辺市は2地区に候補地があり、昨年、秋津川地区、稲成町で全体説明会及び区単位の説明会を開催している。秋津川地区については、下流に飲料水の水源がある直近の竹藪区は調査も反対しているが、町内会全体としては、反対賛成の態度は表明していない。稲成町については、5箇所同時なら調査を考へても良いという状況であって、高富区を見守っているという現状である。」と回答した。

次に、松原理事から「今、中村理事から意見のあった高富区の状況であるが、公社事務局からも色々アプローチしてもらっているが、状況としては変わっていない。議会の関係については、選挙後2年経過し、先月の5月18日の臨時議会で議長・副議長の改選があった。先ほど事務局からの説明の中で意見書を持って来られた川勝議長が議長を降りられ、副議長であった橋爪和雄氏が今回議長になった。昨日、橋爪議長と話しをする機会があり、今開かれている串本町議会の中で諸報告を行い、その中で最終処分場の現状について一部話をした。現在、公社の方で串本町議会からの意見書

に対する回答について、回答すべく文案について検討中であり、近いうちに議長宛に文章が届く予定である。という話をした。その後、新議長の橋爪議長に対して『受け取るべきではない。』という意見を言う強行な議員もいるが、『1年経過しているし、再度考えてみてはどうか。』という様な意見もあると聞いている。比率からいうと『意見を表明しているのだから、議長としては受け取るべきではない。』という意見の方が若干多いと、昨日意見交換をする中で聞いた。ただ、議長としては、話しを十分聞かない中での、初めは反対議決をするという状況にあったものを、色んな議員の意見で意見書にとどめてある。という様な事から、公社の意見を受け入れ、門前払いで帰すつもりはない。という意見交換を昨日した。受け取った上で全員協議会で議会の方へ理解を求めていきたい。という状況である。」との報告があった。

佐藤副理事長から「回答書の中身について、全体にまとめており公社の考えを示すという点では異存はないが、相手方の受け止め方があるので、ちょっと文面は硬いと思うので、斟酌してもらえれば良いと思う。また、文面の中で6段落目の『さらなどの候補地が最終候補地になったとしても、構成団体はもちろん地域内に暮らしている住民の方々全てが責任を持って、建設・運営・跡地の管理を実施していく事は当然の事』とあり、当然の事だが『住民の方々全てが責任を持ってというのは、地域内の全ての住民という事。』なのか。」と質問があり、事務局が「その通りです。」と回答した事に対し、佐藤副理事長から「一通り読んだだけでは理解しにくかった。」との意見だった。

事務局から「確かに表現がくどいというか、分かりにくい所があると思いますが、考え方としては、地域内に住んでいる住民が直接建設に関与することはないが、ごみを出すであるとか、分別するという立場にあることなどから考えて、ごみを出す時点からきちっと考えましょう。というニュアンスで書いている。」と回答した事に対し、楠本理事から「この『地域』というのは、候補地になった市町村の地域をいうのか、構成団体全体の地域をいうのか。どちらなのか。」と質問があり、事務局から「趣旨は、紀南地域全域という事で書いている。2段階で書いていまして、6段落目の最初に書いている『地域』は、紀南地域全域で、6段落目の最後の方の『地域』は、最終候補地周辺の方というニュアンスで書いている。只今の分かりにくいというお話がありましたので、紀南地域であるとか、地域を特定出来る書き方がいいのでしょうか。」と意見を求め、議長が、「地域内というのが分かりにくいのであれば、『紀南地域』というわかりやすい表現にしてよろしいか。」諮ったところ、異議なく確認された。

次に楠本理事から「次に出てくる『立地地域』というのは、また違う地域なのか。」と質問があり、事務局から「もっと狭めた地域を考えている。」と回答した。

森川理事から「『何らかの形』というのは、どのような形なのか。」と質問があり、事務局から「ここでいう『何らかの形』というのは、環境監視であれば地元の方々も入った環境監視の委員会や協議会などを組織し、その地域と協定を結ぶ際にはその内容について一緒になって考えることであるとか、定期的に監視に入っただくとか、事業の運営の場合では、他府県の極端な事例になると思うが、施設の入口の鍵を地域の方に渡して常に見に来てもらうとかそういう様な住民参加を考えているが、まだ、具体的に決められていないので、今回は『何らかの形』と表現している。」と回答した。

山田監事から「串本町議会から意見書が出ているという事は、この事に反対の意思を表明している事であり、意見書に対しての回答であるのであまり刺激を与えない様な文章にした方が良い。回答する事によって更に反感心を与える様な事になっては駄

目だと思うので、4～5段落目はこの通りであるが、刺激を与えるのではないかと思うので、表現を軟らかくしてはどうかと思う。」と意見があり、議長から「この点については、先日の理事会・評議員会合同会議で小出評議員からも『文章が硬いとかきつuitとかではなく、議会对公社との構造になりやすいので、回答書を出すのと同時に各市町村の議会同士で理解を求めてもらう方法が必要なので、各自治体にも働きかける必要があるのではないか。』との意見があった。ただ、ここでは文章にこだわって議論させていただき、後ほどどの様に進めていけば良いか議論いただきたい。」と回答した。

山田監事から「4段落目の『理解しがたい』という表現が、串本町も参加しているのではないかと。という物の言い方になっているので、受け取る側からすれば癪に障るのではないかと。」との意見だった。

楠本理事から「一通り見せてはいただいたが、先方からきた質問に対する回答と質問を受けた我々の感想の2種類があると思うが、意見書に対する回答であるので、感想はあえて書く必要はないのではないかと思う。問題点に対する回答は明確に書くが、4段落目は感想になっているので、回答に書くか書かないかどうかが。書くとすればもう少し軟らかくなると思うが、私はあえて回答に関しては、意見書をもらった公社の感想はあえて入れる必要はないと思うが、皆さんの意見を伺いたい。そういう意味では、4段落目は感想になっている。5段落目は、事実だが質問に対する答えという意味では、こういう事を問われている訳ではないと思う。事実串本町の廃棄物も入るが、聞かれていないのに書く必要があるのか。回答としては質問に対して答えると限定すれば、必要のない段落もあると思う。5段落目の『6年を費やしており、決して拙速ではありません』は意見書には、『1年も経過しない中で』とあるので良いと思うが、『貴自治体からの廃棄物を受け入れ対象』というのは質問にないのであえて必要ないと思う。」との意見だった。

佐藤副理事長から「『然るに』という表現も居直っている様に思われる。」との意見だった。

下代理出席者から「拙速と言われたからと言って、拙速という言葉そのまま使わなくても良いと思う。やわらかく表現するのであれば、『十分時間をかけてやってきました』という表現にしては。」との意見だった。

続いて、下代理出席者から「どうしても高富地区に調査を受けてもらわないとこの事業が動かないというのであれば、わざわざ刺激して喧嘩する様な内容はいらないと思う。」との意見であった。

中村理事から「この文章の目指すべきものは何か。という事で、高富地区など5地区が候補地になっているが、それらの地区の住民にとって受け入れやすい表現であるという事が目標であって、その文章で住民を覆すものではなくて、我々の地域においては残された5つの候補地であり、その中から最終処分場の建設用地1箇所を選定しなければならないので、皆様方のご理解を切に願います。という立場から、住民にとって聞き取りやすい文章に絞っていけば、大きな間違いはないのではないかと。それが、意見書に書かれている言葉に対して、どのような言葉で対応するという、整合性だけを争ってもしかたがないので、目標はいかに心を開いて我々の実施している事を見ていただけるか、そこを審議する必要がある。」との意見だった。

佐藤副理事長から「4段落目は削除しても良いのではないかと。」との意見があり、議長から「今までの意見を総合すると4段落目は削除が望ましいとの意見があるが、その方向でよろしいか。」諮ったところ、異議もなく確認された。続いて議長から「5段落目の中で、今意見があるのは、文章としては、意見書の質問に回答しているが、

その中で『拙速』という表現を『十分時間をかけてきた』に変更してはとの意見と、『貴自治体から発生している』を削除してはとの意見がありますので、意見を採用する方向でよろしいか。」諮ったところ、異議なく確認された。

次に、佐藤副理事長から「5段落目の『我々の取り組みは前述のとおり』のところを『紀南環境整備公社設立以来、6年が経過しましたが、その間我々は十分時間をかけて、候補地選定作業に取り組んできた。』など、拙速ではないという意味合いの表現にした方が良いのではないか。」との意見があり、議長が「5段落目の『我々の取り組みは前述のとおり』というところを『紀南環境整備公社として、6年間十分時間をかけて取り組んできました。』という表現に変更してよろしいか。」諮ったところ、異議なく確認された。

佐藤副理事長から「6段落目の中の『立地地域や住民』という表現が不明確であるので、『紀南の住民全体の問題である。』という表現に修正していただきたい。」との意見があり、議長から「『紀南地域全体の問題である。』という表現に修正してよろしいか。」諮ったところ、異議なく確認された。

次に中村理事から「先ほど『地域内』と『立地地域』の表現で意見がありましたので、その部分を『当該地域』などに修正すれば、良いと思う。」との意見だった。

議長から事務局に対し「『立地地域』という表現をするのか。」と質問し、事務局から「色々な表現があると思いますが、今回『立地地域』と表現しています。丁寧に言うのであれば『施設が建設される地域』など具体的な表現があると思いますので、その様に修正します。」と回答した。

議長から「前段の『地域内』は『紀南地域』とし、後の『立地地域』は『施設が設置される地域』と表現させていただきます。」と確認された。

次に佐藤副理事長から「7段落目の『我々は、貴議会が懸念されている、処分場が整備される事による周辺環境への影響について無視するつもりはありません。』のところ当然無視するつもりはないが、『十分配慮する』という趣旨の方が良いのではないか。また、『我々は、貴議会が懸念されている』という表現を修正した方が良いのではないか。」との意見だった。

中村理事から「その様に修正すると同じ段落の後の方に『5箇所の候補地全てについて、周辺環境への影響を十分配慮すべき』と同じになるので、『無視』を『軽視』などに修正した方が良いのではないか。」との意見があった。

山田監事から「最後のところで『提案をお願いいたします。』とあるが、どういう事を期待しているのか。他に良い方法があれば教えて欲しいという事なのか。」との質問に対し、事務局から「その通りであり、次のキャッチボールが出来ないかという思いも込めて書いている。」と回答した事に対し、松原理事から「山田監事からのご意見に関連してだが、『提案をお願いいたします。』の部分がある意味真面目に考え過ぎると、『31箇所に戻れ』と言ってくるのではないかと心配しており、そうなると、また『31箇所には戻らない』と回答しなければならなくなるのではないかと。ただ、今日の会議に臨む前に私自身思っていた事と、先ほど山田監事から『対決姿勢を弱める様な表現』との意見で全く灯台下暗しというか、回答書を持っていても、持ってくるなど言うのだから、内容はこれで良いかなと思っていたが、皆さんは一步二歩高い所からご審議をいただき、一定の配慮をいただくことにありがたいと思っている。串本町議会も議長・副議長が代わり議員一人一人にも今日の会議の場での公社の配慮について私の言葉で訴えていき、公社全体としては、一步でも二歩でも前進するという方向の努力しないとイケないと、今日の皆さんの話を聞いて感じた。非常にありがたいご意見ばかりで候補地の長としては非常にありがたいと思う。」との意見が

あった。

議長から「最後のところは、『再考をお願いします』というところだとどめておく事によろしいか。」と諮ったところ、異議なく確認された。

次に山田監事から「回答書作成に事務局は大変だと思う。提案だが、先ほど出た意見を総合的に考えて、最後のところは削除して欲しい。」と提案した。

楠本理事から「7段落目の『周辺環境への影響を十分配慮すべきものであり』の部分の『十分配慮すべきものであり』を削除する方法もあるのではないか。」との意見だった。

議長から「整理させてもらうが、7段落目の『我々は、貴議会が懸念されている』の表現を改めさせてもらう。『無視するつもりはありません』の部分、『軽視するつもりはありません』に修正し、『十分配慮すべきものであり』の部分削除する。また、『我々』という表現についても改め、事務局で回答書を修正し、皆さんにお知らせさせていただく事によろしいか。」諮ったところ、異議なく確認された。

楠本理事から「入れるべきかどうか迷っていたが、前段に質問に対する回答に絞ってと意見を申し上げたが、ただ一つだけ皆さんのご意見を伺いたいの、冒頭に今5箇所の候補地があるが、平たく言うと2箇所の反対があるが故に他の所も調査に入れずに公社としては大変苦慮しているというか、困っているという事を言うか言わないか。当然次のステップで説明をする時は、平たく言えば他の3箇所についても、同時に調査を行う事を原則としているので、1箇所でも調査に入れないと他の所も入れずに止まってしまうので大変困っている。という事を質問に対する回答ではないが、あえて文章に入れる方が良いのか迷っている。」との意見があり、佐藤副理事長から「これは、しかるべき者が持って行った時に、口答で言う方が良いのではないか。」との意見があった。

楠本理事から「回答書が全員協議会で配布された時に文章に入れていけば議員の皆さんには伝わるという効果はあるが、それが逆効果になる可能性もある。」との意見だった。

中村理事から「この地域全体の重大な課題を克服するための事業なので、現状を打開するための直接的なこれが入口である。自分たちの町でもし尿処理やクリーンセンターの問題や斎場の問題など色々な問題があるが、クリーンセンターの問題は地元区の反対が必ずあるが、その時にどの様な時も皆さんのご了解を得ながら何としても完成させなければならない。皆さんと協力して是非とも完成させなければならない。そういう事を要請していくための大事な事であるので、慎重論は慎重論で良いと思う。」との意見だった。

森川理事から松原理事に対し、「松原理事に一つ伺いたいが、議会の方々は、5箇所同時に調査を行うという事を認識されているのか。」質問し、松原理事から「認識している。」と回答した。

森川理事から「それであれば、7段落目に『5箇所の候補地全てについて、周辺環境への影響を十分配慮すべきものであり』とあり、解るのではないか。」との意見だった。

議長から「『1箇所でも調査に入れないと他の所へも入れない。』という表現は文章に加えずに手渡す時に口答で伝える方が良いとの意見と、この下から3段落目の『5箇所の候補地全てについて』のあたりで表現を加えてはどうか。もう一つは冒頭に加えるか。私も公社の理事長をさせてもらいながら、田辺市の市長という事で候補地の長でもある。確かに頭を悩ましている。一定の所までは説明に入ったが、その後小康状態である。これも分からない話ではなくて、他の所が受け入れないのに、田辺が受

け入れるという事はどうなのか。と言われるとそれ以上進めないという事で、本当にこの事は理解いただければ少しは前に進むのかなと思う。松原理事も立場が同じで、理事でありながら自治体の責任者であるという事で、もう少し理解いただければと思う。その辺を文書化するか口答にするか一任されても大変難しいので、是非まとめていただければありがたい。」との意見だった。

下代理出席者から「むしろそういう表現を入れる入れないよりも、調査も拒否している地域にどんな説得をしていくのか。串本町議会・地元に対してどんな方法で説得していくのか、串本町長には悪いが串本町としてどういう取り組みをしていくのか。あまり2箇所反対があるから他の所も調査に入れられないという表現の仕方はしない方がいいのではないか。」との意見だった。

議長から「『1箇所でも調査に入れないと他の所へも入れない。』ということについては、文章を手渡す際に口答で行う。回答書の中身については、事後の承認になるが、皆さんからいただいた意見を基に事務局で修正し、修正後、皆さんにご連絡する。なお、修正による文章の校正など細かな点は、事務局に一任していただきたい。」と決定した。

次に議長から、「休憩に入ります。」と発言があった。

(休憩 11:00~11:32)

議長から会議再開の発言があり、その他質問意見を求めたが、特に質問意見はなかった。

以上をもって、議事を終了したので、議長は閉会を宣した。

午前11時33分

以上この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は、次のとおり署名押印する。

平成19年6月24日

議長

真砂亮敏 

署名人

森田敏行 

署名人

松原繁樹 

平成19年度第2回財団法人紀南環境整備公社理事会出席者名簿

○理事現在数8名

○出席理事数7名

○中田副理事長については、表決を森田理事に委任

| 役名 | 氏名 | 役職名 | 代理出席者 |
|------|-------|-------------|------------|
| 理事長 | 真砂 充敏 | 田辺市長 | |
| 副理事長 | 佐藤 春陽 | 新宮市長 | |
| 副理事長 | 中田 肇 | 田辺商工会議所会頭 | 欠席 森田理事に委任 |
| 理事 | 楠本 隆 | 和歌山県環境生活部長 | |
| 理事 | 中村詔二郎 | 那智勝浦町長 | |
| 理事 | 松原 繁樹 | 串本町長 | |
| 理事 | 森川 起安 | 南紀くろしお商工会会長 | |
| 理事 | 森田 敏行 | 日置川町商工会会長 | |
| 監事 | 瀬古 伸廣 | 新宮商工会議所会頭 | 専務理事 下 宏 |
| 監事 | 山田 五良 | みなべ町長 | |

財団法人紀南環境整備公社
平成19年度第2回理事会
次 第

日 時：平成19年6月24日（日）午前10時00分から
場 所：新宮地域職業訓練センター 1階 大教室

1 開 会

2 理事長挨拶

3 議事録署名人選出

4 議事

第6号議案 串本町議会からの意見書に対する回答について

5 その他

6 閉 会

平成19年度
第2回理事会議案書

平成19年6月24日（日）
財団法人紀南環境整備公社

第6号議案

串本町議会からの意見書に対する回答について

平成18年7月11日付けで串本町議会から提出のあった「廃棄物最終処分場の最終候補地としての高富地区の撤回を求める意見書」に対し、次のとおり回答する。

平成19年6月24日提出

財団法人紀南環境整備公社
理事長 真砂 充 敏

我々、紀南地域の市町村、商工会議所・商工会及び県が、平成14年に紀南地域廃棄物処理促進協議会を設立し、取り組みを開始してからすでに6年目となりました。そもそもこの取り組みは、これまで個別の自治体、事業者が別々に取り組んできた廃棄物処理が、もはや限界であるとの共通認識のもと開始したものです。

そのため、我々は、特に施設の立地にあたっては、客観的な見地から立地場所を選定することとし、もし、自区域内に候補地が決まったとしても、当該団体は、それに前向きに協力していくとの前提があったものと理解しております。

そこで、我々は、候補地の選定にあたり、学識経験者の意見を参考に、客観的かつ公正な議論を進めるとともに、常に情報公開を実施し、さらには必要に応じて地域住民や各種団体からの意見募集を実施し、検討結果については逐一、構成団体である市町村等に示してまいりました。

然るに、候補地の撤回を求める意見書が、貴議会において採択されたことは誠に残念なことです。また、その中で、情報公開のあり方、受け入れる廃棄物の基準について懸念する旨言及されていることは、これまで一緒に取り組んできた我々としては理解しがたい事です。

我々の取り組みは前述のとおり、すでに6年を費やしており、決して拙速ではありませんし、情報公開の徹底は、これまでの取り組みの経過を見ただけであれば明らかなことです。また、受け入れを予定している廃棄物については、我々自身の区域から発生する廃棄物であり、貴自治体から発生し、現に他県で処分されている焼却灰も受け入れ対象となっております。

さらに、どの候補地が最終候補地となったとしても、構成団体はもちろん地域内に暮らしている住民の方々全てが責任を持って建設、運営、跡地の管理を実施していくことは当然のことです。特に本事業においては、立地地域の住民にも環境監視や事業の運営に何らかの形で参加いただく等、地域と一体となった周辺環境に配慮した施設運営を、埋立終了後の跡地の適正管理・有効活用も含め実施したいと考えています。

我々は、貴議会が懸念されている、処分場が整備される事による周辺環境への影響について無視するつもりはありません。むしろ、5箇所の候補地全てについて、周辺環境への影響を十分配慮すべきものであり、現地詳細調査により得られたデータを基に、科学的な検討を客観的かつ公正に進めたいと考えております。

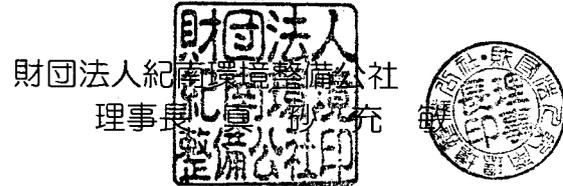
なお、貴議会は、最終候補地としての高富地区の撤回を求めておられますが、最終候補地はあくまで今後実施する現地調査によって決定するものであり、現時点では5箇所の候補地の一部に過ぎないということをご理解願います。

以上、我々としては、これまでの候補地選定については、客観的かつ公正に実施してきたものであり、引き続き候補地5箇所について現地調査を実施する方向で事業を進めて参りたいと考えております。貴議会におかれては、このことを十分ご理解いただき、公社構成団体としての立場で、事業を前向きに進めていただく方向での再考をお願いするとともに、併せて、今後、候補地を1箇所に絞り込むに当たり望ましいと考えられる住民参加の仕組みについて、提案をお願いいたします。



紀環整第34号
平成19年7月17日

串本町議会議長 橋爪和雄 様



「廃棄物最終処分場の最終候補地としての高富地区の撤回を求める意見書」
に対する回答書の提出と意見交換会開催のお願いについて（依頼）

平素より公社事業の運営にご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴議会が平成18年6月29日付けで採択され、平成18年7月11日付けで当公社に提出された意見書について、別添のとおり回答書を提出させていただきます。

なお、これまでの貴議会と当公社との行き違いや誤解の解消と、今後の事業のあり方等を話し合う場として、意見交換会を開催したいと考えております。

つきましては、お忙しいところ申し訳ありませんが、意見交換会の開催についてご配慮いただきますようお願いいたします。

廃棄物最終処分場の最終候補地としての高富地区の撤回を求める意見書
に対する回答書

紀南地域の市町村、商工会議所・商工会及び県が、平成14年に紀南地域廃棄物処理促進協議会を設立し、取り組みを開始してからすでに6年目となりました。そもそもこの取り組みは、これまで個々の自治体や事業者がそれぞれ取り組んできた廃棄物処理が、もはや限界であるとの共通認識のもと開始したものです。

そのため、特に施設の立地にあたっては、客観的な見地から立地場所を選定することとし、もし、自区域内に候補地が決まったとしても、当該団体は、それに前向きに協力していくとの前提があったものと理解しております。

そこで、候補地の選定にあたっては、学識経験者や公募により選出された地域住民の意見を参考に、客観的かつ公正な議論を進めるとともに、常に情報公開を実施し、さらには必要に応じて地域住民や各種団体からの意見募集を実施し、検討結果については逐一、構成団体である市町村等に示してまいりました。

このように、この取り組みは公社設立以前から約6年もの歳月を費やしながらか慎重に進めてきたものであり、その間の情報公開の徹底については、本事業の基本方針として実施してまいりました。また、受け入れを予定している廃棄物については、我々自身の区域から発生する廃棄物であって、資源化・減量化を経て、法令等に定める基準に適合したもののみを考えております。

さらに、どの候補地が最終候補地となったとしても、構成団体はもちろん紀南地域に暮らしている住民全てが責任を持って建設、運営及び跡地の管理を実施していくことは当然のことです。特に本事業においては、最終処分場が整備される周辺地域の住民にも環境監視や事業の運営に何らかの形で参加いただく等、地域と一体となった施設運営を埋立終了後の跡地の管理・有効活用も含め実施したいと考えております。

また、処分場が整備される事による自然環境への影響についても十分配慮する必要があることから、5箇所候補地全てについて現地詳細調査を実施し、得られたデータを基に、科学的な検討を客観的かつ公正に進めたいと考えております。

なお、ご意見の中で最終候補地としての高富地区の撤回を求めておられますが、最終候補地はあくまで今後実施する5箇所の候補地の現地調査によって決定するものであり、現時点では最終候補地ではないということをご理解願います。

以上、当公社としては、これまでの候補地選定については客観的かつ公正に実施してきたものであり、引き続き候補地5箇所について現地調査を実施する方向で事業を進めてまいりたいと考えております。貴議会におかれては、このことを十分ご理解いただき、公社構成団体としての立場で、事業を前向きに進めていただく方向での再考をお願いします。

平成19年6月24日

東牟婁郡串本町議会 様

財団法人紀南環境整備公社
理事長 紀南環境整備公社印

